

市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する  
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

〔平成29年5月24日〕  
理事長決裁

(設置)

第1条 市立秋田総合病院改築基本設計業務を委託するに当たり、事業者からの企画提案を受け、市立秋田総合病院にとって最も適切な受託者を選定するため、協議および審査を行うことを目的として、市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議および審査を行う。

- (1) 委託業者の選定基準に関すること。
- (2) 前号の選定基準に基づく審査に関すること。
- (3) 審査結果の報告および公表に関すること。
- (4) その他審査を公平かつ適正に実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地方公共団体の職員
- (3) 理事長
- (4) 病院長

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員会において互選する。ただし、前条第1号の学識者とする。

- 3 副委員長は、委員長が学識者から指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。  
(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数委員の出席によって成立する。  
(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、業務完了の日までとする。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、病院建設準備室が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、業務完了の日をもってその効力を失う。

市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する  
公募型プロポーザル審査委員会名簿

		氏 名	役 職
1	委 員	上野 淳	首都大学東京 学長
2	委 員	中山 茂樹	千葉大学 工学部 工学研究科教授
3	委 員	西田 哲也	秋田県立大学 システム科学技術学部 建築環境システム学科教授
4	委 員	辻 直文	秋田市福祉保健部長
5	委 員	小松 眞史	地方独立行政法人市立秋田総合病院理事長
6	委 員	伊藤 誠司	地方独立行政法人市立秋田総合病院病院長